

たつの市定例記者会見資料	
年月日	令和7年4月7日（月）
担当課	都市政策部町おこし課
電 話	0791-64-3167

「たつの市若者・子育て世帯応援パック」 を展開します

市内の若者や子育て世帯に対し、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことを目的とした新たな取り組み 「たつの市若者・子育て世帯応援パック」を展開します。

新たに結婚新生活支援事業を創設し、既存の若者定住促進奨学金返還支援事業、子育て加算を加えた定住促進住宅取得支援事業と組み合わせ、就職・結婚・住宅取得という人生の大きな転換期に重点的な支援を行うことで、若者・子育て世帯の更なる移住・定住を促進していきます。

記

たつの市若者・子育て世帯応援パック



1 結婚新生活支援事業補助金を創設

結婚に伴う夫婦の新生活の経済的負担を軽減することにより、本市における少子化対策の強化及び定住の促進を図ることを目的に、令和7年度から新婚世帯の住宅取得費用・住宅リフォーム費用・賃貸住宅費用・引っ越し費用の一部を最大60万円助成する制度を創設します。

(1) 補助金名称 たつの市結婚新生活支援事業補助金

(2) 補助対象世帯

ア 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出した世帯

イ 婚姻日において、夫婦双方の年齢が39歳以下である世帯

ウ 申請時において、夫婦の双方または一方の住民票の住所が申請に係る住宅にある世帯

エ 前年の夫婦の合計所得の額が500万円未満である世帯（貸与型奨学金の返還を行っている場合は、前年の返還金額を控除します。）

オ 夫婦の双方が過去にたつの市または他市町で、結婚新生活支援事業補助金の補助を受けたことがない世帯

カ 夫婦の双方が市税を滞納していない世帯

キ 夫婦の双方が暴力団員でない世帯

ク たつの市に3年以上継続して定住する意思がある世帯

(3) 補助金額

1世帯当たり 上限30万円

ただし、夫婦ともに29歳以下の世帯は 上限60万円

(4) 補助対象となる費用

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った費用のうち、以下の費用が対象となります。

※婚姻日から起算して1年前の日以降に契約したものに限りします。

ア 住宅の購入費用

イ 住宅の賃料及び共益費

ウ 住宅のリフォーム費用

エ 住宅への引っ越し費用

(5) 事業開始日 令和7年4月1日

(6) 予算措置 12,000千円

2 定住促進住宅取得奨励金に子育て加算を追加

本市への定住促進を目的として実施している「定住促進住宅取得奨励金」について、令和7年4月1日から子育て世帯への加算を行うことにより、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

(1) 現行制度

対象者が市内に定住を目的として住宅を取得した場合、以下の奨励金を交付

ア 転入者 奨励金50万円

転入日から過去1年以上継続して市外に居住していた方

イ 若者 奨励金30万円

市内在住の40歳以下の者で、次のいずれかに該当するもの

- ・生計を一にする夫婦（夫婦のどちらかが40歳以下であれば可）
- ・子どもと同居し、養育している方

(2) 変更後の制度（令和7年4月1日～）

ア 転入者・若者ともに、奨励金30万円を交付

イ 転入者・若者ともに、子ども[※]1人につき10万円を加算

※申請時において、18歳に達する日の3月31日までの間にある生計を一にする方（母子健康手帳等で出産予定であることが確認できる胎児を含む。）

(3) 次の方は旧制度が適用されます（子育て加算なし）

ア 転入者 奨励金50万円を交付

令和7年3月31日までに 転入し、かつ 建物所有権登記が完了した方

イ 若者 奨励金30万円を交付

令和7年3月31日までに 建物所有権登記が完了した方

(4) 予算措置 101,900千円

若者の新生活を
応援！

令和7年4月～



たつの市

結婚新生活支援事業補助金 最大 **60** 万円



詳細は たつの市都市政策部町おこし課

☎0791-64-3167

たつの市結婚新生活支援事業補助金のご案内

補助額

夫婦のいずれもが
29歳以下の場合

上限

60万円

夫婦のいずれもが
39歳以下の場合

上限

30万円

申請方法

申請書と必要書類を添えて、町おこし課の窓口に申請してください。

対象世帯（次の要件をすべて満たす新婚世帯）

- 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出した世帯
- 婚姻日において、夫婦双方の年齢が39歳以下の世帯
- 申請時において、夫婦の双方または一方の住民票の住所が申請に係る住宅にある世帯
- 所得証明書を基に、前年の夫婦の合計所得の額が500万円未満である世帯
（貸与型奨学金の返還を行っている場合は、前年の返還金額を控除します。）
- 夫婦の双方が過去にたつの市または他市町で、結婚新生活支援事業補助金の補助を受けたことがない世帯
- 夫婦の双方が市税を滞納していない世帯
- 夫婦の双方が暴力団員でない世帯
- たつの市に3年以上継続して定住する意思がある世帯

対象費用

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った次の費用

※婚姻日から起算して1年前の日以降に契約を行ったものに限りです。

- 住宅の購入費用（土地の購入代金、住宅ローンに係る手数料・利息、分譲マンションの管理費等については対象外）
- 賃貸・共益費（敷金、礼金、仲介手数料、契約一時金、更新手数料、駐車場代、火災保険料等は対象外）
- 住宅のリフォーム費用（倉庫・車庫・フェンス等の工事費用、エアコン・洗濯機等の家電購入・設置費用等は対象外）
- 住宅への引っ越し費用（住居の移転に伴う引越業者や運送業者を利用して行った荷物の移動・運送のみが対象）
（不用品処分費やエアコン等の移設費、自身で荷物を運んだ場合のレンタカー費用等は対象外）

申請に必要なもの（すべての世帯）

- たつの市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 誓約書（様式第2号） ○婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本 ○夫婦双方の住民票の写し
- 夫婦双方の所得証明書 ○夫婦双方の納税証明書（完納証明書）
- 対象費用を支払ったことが分かる資料（申請に係る住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用、引っ越し費用）

申請に必要なもの（該当する世帯のみ）

- 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金の貸与を受けている場合）
- 申請に係る住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し（住宅を取得した場合）
- 申請に係る住宅の工事請負契約書又は請書の写し（住宅をリフォームした場合）
- 申請に係る住宅の賃貸借契約書の写し（住宅を賃借している場合）
- 申請に係る住宅に対し、支給されている手当その他の金銭について分かる書類（住宅を賃借している場合）
（住宅手当等支給証明書（様式第3号）又は住宅手当等の額を確認できる給与明細）

<申請期限>

令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

※婚姻後、住宅賃借費用や引越費用などの対象費用の支払いを終え、必要書類がすべて揃った時点で申請が可能となりますが、書類不足等により受付することが出来ない場合があるため、申請はお早めにお願います。

転入者

若者

たつの市

定住促進住宅取得奨励金

30
万円

+

子育て
加算あり



子ども1人につき

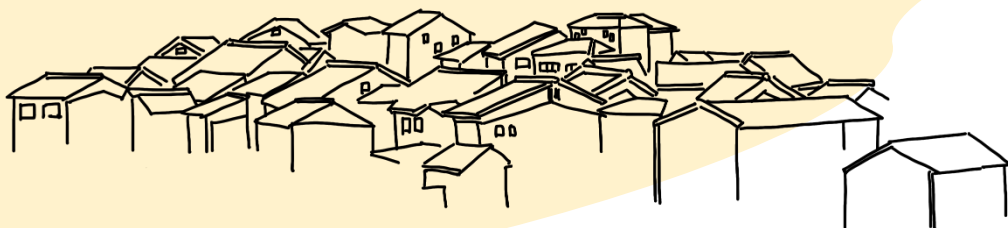
10
万円

転入者住宅取得奨励金

- 対象者…転入日から過去1年以上継続して市外に居住していた方
- 申請時期…転入日 及び 建物所有権登記完了日からいずれも1年以内

若者住宅取得奨励金

- 対象者…市内在住の40歳以下の者で、次のいずれかに該当するもの
 - ・生計を一にする夫婦（夫婦のどちらかが40歳以下）
 - ・子どもと同居し、養育している者
- 申請時期…建物所有権登記完了日から1年以内



詳細は たつの市都市政策部町おこし課

☎0791-64-3167

たつの市定住促進住宅取得奨励金のご案内

支給金額

転入者・若者いずれも

30万円

子育て世帯の場合は、さらに加算がつきます
子ども1人につき10万円

※申請時において、18歳に達する日の3月31日までの間にある生計を一にする者(母子健康手帳等で出産予定であることが確認できる胎児を含む。)

申請方法

申請書と必要書類を添えて、町おこし課の窓口申請してください。

転入者住宅取得奨励金

- 対象者……転入日から過去1年以上継続して市外に居住していた方
- 申請時期……転入日及び建物所有権登記完了日からいずれも1年以内

若者住宅取得奨励金

- 対象者……市内在住の40歳以下の者で、次のいずれかに該当するもの
 - ・生計を一にする夫婦(夫婦のどちらかが40歳以下であれば可)
 - ・子どもと同居し、養育している者
- 申請時期……建物所有権登記完了日から1年以内

対象条件

- 3年以上居住する意思がある方
- 当該建物の所有権割合が夫婦合算で50%以上の方
- 税金の滞納がない方(同居する世帯員含む)
- 一度もこの奨励金を利用したことがない方
- 当該建物の所有権を有する方

対象住宅

- 延床面積が50㎡以上の居住用のための個人の住宅
※店舗等の併用住宅については居住用部分が50㎡以上とする。
- 中古住宅の購入も含む。
- 二親等以内の者からの当該住宅の購入は対象外とする。
- 生活の本拠地となること。(別荘等は対象外とする。)

申請に必要なもの

- 世帯全員の住民票の写し
 - 建物の登記簿謄本
 - 工事請負・売買契約書の写し
 - 住宅付近見取り図
 - 住宅の現況写真(外観1枚)
 - 通帳(申請者名義のもの)
 - 市区町村税の納税証明書(完納証明書)※
- ※証明書の発行は、発行年の1月1日現在に住所があった市区町村で発行されます。
転入者の申請をする方は前住所地の市区町村で取得してください。
なお、課税(所得)証明書ではありません。

その他

- ・奨励金(転入者・若者)の併用はできません。
- ・夫と妻で1/2ずつの共有名義等、所有権を複数の方が有する場合であっても、いずれかの方のみの申請とします。
- ・奨励金は、一時所得、雑所得になりますので、所得税の確定申告が必要になる場合があります。詳しくは税務署へお問合せください。
- ・未登記物件は奨励金の交付対象外となります。

▶「フラット35」を利用される場合、当初5年間、年0.25%又は0.50%金利を引き下げます

「フラット35」対象者

「転入者定住促進住宅取得奨励金」又は「若者定住促進住宅取得奨励金」の交付対象要件に該当する世帯

- ・転入者定住促進住宅取得奨励金…当初5年間、年0.25%金利引下げ
- ・若者定住促進住宅取得奨励金…当初5年間、年0.50%金利引下げ

※金利引き下げの適用を受けるためには、あらかじめ市に申請いただき、適用要件に該当する旨の証明書の発行を受けていただく必要があります。詳しくは市ホームページでご確認ください。

<実施期間>

令和7年4月1日～令和10年3月31日までの住宅取得に限ります。

※建物所有権登記完了日(転入者の場合は登記完了日とたつの市への転入日)が令和7年3月31日までの方は旧制度が適用されます。